

重要事項説明書（短期入所療養介護）

重要事項説明書（介護予防短期入所療養介護）

1. 事業所の概要

事業所名	相和会介護老人保健施設 青葉の郷
所在地	神奈川県相模原市中央区青葉3丁目36番1号
介護保険事業所番号	1542680049号
管理者氏名 及び連絡先	鈴木 博 Tel 042-750-1116 Fax 042-768-8805

2. 事業所の職員体制等

職種	従事するサービス種類、業務	人員
管理者	施設運営、管理全般	1名（兼務）
医師	医療、健康管理	4名（兼務）
支援相談員	入退所相談、在宅サービス相談	3名（通所兼務）
看護師	医療補助	10名（常勤10名）
薬剤師	薬剤管理	1名（非常勤1名）
介護職員	入浴・排泄介助等、 日常生活介助	42名（常勤37名、非常勤5名）
理学療法士	運動療法、物理療法	5名（常勤5名）（通所兼務）
作業療法士	作業訓練	2名（常勤2名）（通所兼務）
言語聴覚士	言語訓練	1名（常勤1名）（通所兼務）
管理栄養士	献立、栄養管理	2名（常勤1名、非常勤1名）
事務担当職員	施設運営補助、請求業務等	5名（常勤5名）
介護支援専門員	介護計画書作成・要望・苦情・事故処理等	2名（常勤1名、非常勤1名）

3. 設備の概要

区 分	数量・規模		備 考
入所定員	100名		短期入所者用2名含む
居 室	4人部屋	19室 (1室 36.23 m ² ～ 41.59 m ²)	共同トイレ・共同洗面台 エアコン等
	2人部屋	4室 (1室 16.25 m ² ～ 21.94 m ²)	共同トイレ・共同洗面台 エアコン・テレビ等
	個室	16室 (1室 9.98 m ² ～ 14.45 m ²)	トイレ、洗面台、テレビ等
食 堂	各階 319.52 m ²		椅子・テーブル・電気温水器・製氷機
機能訓練室	1F 163.94 m ²		平行棒・歩行訓練用階段 マット訓練台等
浴 室	1F 111 m ² ・3F 16.96 m ²		一般浴槽 (大浴槽・小浴槽) 特別浴槽
共同トイレ	1F 88.95 m ² ・2F 21.15 m ² 3F 36.00 m ²		緊急用ブザー・常夜灯
洗 面 所	各療養室設置 (2Fと3F個室のみ)		洗面台・鏡・トイレ (一部除く)
診 察 室	1F 15.60 m ²		机・診察台・血圧計・自動身長計 体重計・心電計等
会 議 室1	1F 22.95 m ²		テーブル・椅子
談話スペース	2F	56.14 m ²	テレビ・ビデオ・テーブル・椅子
	3F 個室フロア	51.48 m ²	
	3F	21.68 m ²	
レクリエーションルーム	2F 52.01 m ²		テーブル・椅子・テレビ・ピアノ
グループ活動室	3F 33.60 m ²		調理器具一式・電子レンジ・冷蔵庫 洗面・浴室・テレビ・トイレ

4. 当施設の理念及び方針等

※高齢者の自立を支援し、家庭への復帰を目指します。明るく家庭的な雰囲気、地域社会に親しまれ、家庭との結び付きを大切にしたい運営を図ります。それぞれの人間性を尊重し公平・平等のもとに高齢者の立場に立って支援を図ります。また、居宅での生活を一日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を提供します。

5 契約変更、契約書の詳細内容

- 身元引受人、連帯保証人、契約内容等に変更があった場合は改めて届出書、同意書など所定書類を提出していただきます。
- この重要事項説明書では、利用者が知っておくべき重要な事項に限定して説明しています。従って、契約上の詳細な内容については、「介護老人保健施設利用契約書」をご覧ください。

6. サービス内容

- 当施設は医療機関ではございません。短期入所の対象となるのは治療を必要としない方となりますので、医療機関での受診治療は行うことができません。
- 利用者の心身の状況に照らして適切な医療管理をおこないます。
- 当施設でご利用いただける主なサービスは、次のとおりです。

① 食 事	朝 食	8:00 ～ 9:00
	水分補給	10:00 ～ 10:30
	昼 食	12:00 ～ 13:00
	おやつ	15:00 ～ 15:30
	夕 食	18:00 ～ 19:00

- ② 介 護 更衣介助、排泄介助、体位変換、施設内移動の付添い、レクリエーション、食事介助、口腔ケア等。

- ③入 浴 ご利用日数により 1 回以上入浴を行います。回数についてはご利用前にお知らせします。
一般浴または機械浴（チェアー・ストレッチャー）を基本としますが、身体の状況により清拭となる場合があります。

- ④ 機能訓練 機能訓練室にて利用者の状況に応じて機能訓練を行います。ご利用期間中の回数は任意で決められます。

- ⑤ 理容・美容 月に 2 回、理容・美容サービスをご希望により実施しております。（料金は自己負担となります。短期入所利用時に理美容があれば利用できます）

- ⑥ レクリエーション さまざまなレクリエーション、クラブ活動（音楽・書道）、映画鑑賞会等を実施しております。

7. 利用者負担

利用者の方からいただく利用者負担金は、次の表のとおりです。利用者負担金は「介護報酬」「食事代」「居住費」「その他」とあり、利用者の収入等により異なります。

また、詳細を説明のうえ、利用者の同意を得なければならないこととされています。疑問点等があれば、お尋ね下さい。

1) 介護報酬にかかる利用者負担金

要介護者 基本型 従来型個室

区分・要介護度	基本単位	利用料 基本単位×10.54円	利用者負担		
			1割	2割	3割
要介護 1	755	7,957円	796円	1,592円	2,388円
要介護 2	801	8,442円	845円	1,689円	2,533円
要介護 3	862	9,085円	909円	1,817円	2,726円
要介護 4	914	9,633円	964円	1,927円	2,890円
要介護 5	965	10,171円	1,018円	2,035円	3,052円

要介護者 基本型 多床室

区分・要介護度	基本単位	利用料 基本単位×10.54円	利用者負担		
			1割	2割	3割
要介護 1	829	8,737円	874円	1,748円	2,622円
要介護 2	877	9,243円	925円	1,849円	2,773円
要介護 3	938	9,886円	989円	1,978円	2,966円
要介護 4	989	10,424円	1,043円	2,085円	3,128円
要介護 5	1042	10,982円	1,099円	2,197円	3,295円

要介護者 基本型+加算型 従来型個室

区分・要介護度	基本単位	利用料 基本単位 × 10.54円	利用者負担		
			1割	2割	3割
要介護 1	789	8,316円	832円	1,664円	2,495円
要介護 2	835	8,800円	880円	1,760円	2,640円
要介護 3	896	9,443円	945円	1,889円	2,833円
要介護 4	948	9,991円	1,000円	1,999円	2,998円
要介護 5	999	10,529円	1,053円	2,106円	3,159円

在宅復帰在宅療養加算 I (34単位)含む

要介護者 基本型+加算型 多床室

区分・要介護度	基本単位	利用料 基本単位 × 10.54円	利用者負担		
			1割	2割	3割
要介護 1	863	9,096円	910円	1,820円	2,729円
要介護 2	911	9,601円	961円	1,921円	2,881円
要介護 3	972	10,244円	1,025円	2,049円	3,074円
要介護 4	1,023	10,782円	1,079円	2,157円	3,235円
要介護 5	1,076	11,341円	1,135円	2,269円	3,403円

在宅復帰在宅療養加算 I (34単位)含む

要介護者 強化型 従来型個室

区分・要介護度	基本単位	利用料 基本単位 × 10.54円	利用者負担		
			1割	2割	3割
要介護 1	797	8,400円	840円	1,680円	2,520円
要介護 2	868	9,148円	915円	1,830円	2,745円
要介護 3	930	9,802円	981円	1,961円	2,941円
要介護 4	986	10,392円	1,040円	2,079円	3,118円
要介護 5	1041	10,972円	1,098円	2,195円	3,292円

在宅復帰在宅療養加算 I (34単位)含む

要介護者 強化型 多床室

区分・要介護度	基本単位	利用料 基本単位×10.54円	利用者負担		
			1割	2割	3割
要介護 1	876	9,233円	924円	1,847円	2,770円
要介護 2	950	10,013円	1,002円	2,003円	3,004円
要介護 3	1,012	10,666円	1,067円	2,134円	3,200円
要介護 4	1,068	11,256円	1,126円	2,252円	3,377円
要介護 5	1,124	11,846円	1,185円	2,370円	3,554円

要介護者 超強化型 従来型個室

区分・要介護度	基本単位	利用料 基本単位×10.54円	利用者負担		
			1割	2割	3割
要介護 1	843	8,885円	886円	1,777円	2,666円
要介護 2	914	9,633円	964円	1,927円	2,890円
要介護 3	976	10,287円	1,029円	2,058円	3,087円
要介護 4	1,032	10,877円	1,088円	2,176円	3,264円
要介護 5	1,087	11,456円	1,146円	2,292円	3,437円

在宅復帰在宅療養加算Ⅱ(46単位)含む

要介護者 超強化型 多床室

区分・要介護度	基本単位	利用料 基本単位×10.54円	利用者負担		
			1割	2割	3割
要介護 1	922	9,717円	972円	1,944円	2,916円
要介護 2	996	10,497円	1,050円	2,100円	3,150円
要介護 3	1,058	11,151円	1,116円	2,231円	3,346円
要介護 4	1,114	11,741円	1,175円	2,349円	3,523円
要介護 5	1,170	12,331円	1,234円	2,467円	3,700円

在宅復帰在宅療養加算Ⅱ(46単位)含む

短期入所療養介護 加算点数・料金表

加算項目	基本単位	利用料 基本単位×10.54円	利用者負担			加算の要件・算定回数等
			1割	2割	3割	
夜勤職員配置加算	24	252円	26円/日	51円/日	76円/日	夜勤業務を行う職員が勤務条件を満たす場合
個別リハビリテーション実施加算	240	2,529円	253円/日	506円/日	759円/日	理学療法士又は作業療法士が個別リハビリテーションを行った場合
療養食加算	8	84円	9円/回	17円/回	26円/回	医師の指示に基づき療養食を提供した場合
送迎加算	184	1,939円	194円/片道	388円/片道	582円/片道	自宅への送迎を希望された場合
若年性認知症受入加算	120	1,265円	127円/日	253円/日	380円/日	若年性認知症利用者ごとに個別担当者を定め、その者を中心に特性やニーズに応じたサービスを提供した場合
重度療養管理加算	120	1,265円	127円/日	253円/日	380円/日	要介護度4・5であって、別に厚生労働大臣が定める状態である利用者に対して、医学的管理のもと、短期入所療養介護を行った場合。/特定短期入所療養介護(日帰り)の場合は60単位(64円/日)
緊急短期入所受入加算	90	948円	95円/日	190円/日	285円/日	介護支援専門員が、短期入所療養介護を受ける必要があると認めていること。居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所療養介護を行っていること(7日限度)
緊急時治療管理	511	5,386円	539円/日	1,077円/日	1,616円/日	病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる医療行為を行った場合
認知症緊急対応加算	200	2,108円	211円/日	422円/日	633円/日	医師が認知症・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した場合(入所日から起算して7日限度)
在宅復帰・在宅療養支援加算Ⅰ	34	358円	36円/日	72円/日	108円/日	在宅復帰・在宅療養支援等指標の合計値が40点から59点の場合
在宅復帰・在宅療養支援加算Ⅱ	46	484円	49円/日	97円/日	146円/日	在宅復帰・在宅療養支援等指標の合計値が70点以上の場合
サービス提供体制加算Ⅰ	18	189円	19円/日	38円/日	57円/日	介護職員の総数の内介護福祉士の占める割合が50%以上
特定治療	診療点数×10円					利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる医療行為
処遇改善加算Ⅰ	所定単位数に39/1000を乗じる					
特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位数に21/1000を乗じる					

要支援者 基本型 従来型個室

区分・要介護度	基本単位	利用料 基本単位 × 10.54円	利用者負担		
			1割	2割	3割
要支援 1	580	6,113円	612円	1,223円	1,834円
要支援 2	721	7,599円	760円	1,520円	2,280円

要支援者 基本型 多床室

区分・要介護度	基本単位	利用料 基本単位 × 10.54円	利用者負担		
			1割	2割	3割
要支援 1	613	6,461円	647円	1,293円	1,939円
要支援 2	768	8,094円	810円	1,619円	2,429円

要支援者 基本型+加算型 従来型個室

区分・要介護度	基本単位	利用料 基本単位 × 10.54円	利用者負担		
			1割	2割	3割
要支援 1	614	6,471円	648円	1,295円	1,942円
要支援 2	755	7,957円	796円	1,592円	2,388円

在宅復帰在宅療養支援加算 I (34単位)含む

要支援者 基本型+加算型 多床室

区分・要介護度	基本単位	利用料 基本単位 × 10.54円	利用者負担		
			1割	2割	3割
要支援 1	647	6,819円	682円	1,364円	2,046円
要支援 2	802	8,453円	846円	1,691円	2,536円

在宅復帰在宅療養支援加算 I (34単位)含む

要支援者 在宅強化型 従来型個室

区分・要介護度	基本単位	利用料 基本単位 × 10.54円	利用者負担		
			1割	2割	3割
要支援 1	621	6,545円	655円	1,309円	1,964円
要支援 2	762	8,031円	804円	1,607円	2,410円

要支援者 在宅強化型 多床室

区分・要介護度	基本単位	利用料 基本単位 × 10.54円	利用者負担		
			1割	2割	3割
要支援 1	660	6,956円	696円	1,392円	2,087円
要支援 2	816	8,600円	860円	1,720円	2,580円

要支援者 在宅超強化型 従来型個室

区分・要介護度	基本単位	利用料 基本単位 × 10.54円	利用者負担		
			1割	2割	3割
要支援 1	667	7,030円	703円	1,406円	2,109円
要支援 2	808	8,516円	852円	1,704円	2,555円

在宅復帰在宅療養支援加算Ⅱ(46単位)含む

要支援者 在宅超強化型 多床室

区分・要介護度	基本単位	利用料 基本単位 × 10.54円	利用者負担		
			1割	2割	3割
要支援 1	706	7,441円	745円	1,489円	2,233円
要支援 2	862	9,085円	909円	1,817円	2,726円

在宅復帰在宅療養支援加算Ⅱ(46単位)含む

予防短期入所 加算点数・料金表

加算項目	基本単位	利用料 基本単位×10.54円	利用者負担			加算の要件・算定回数等
			1割	2割	3割	
夜勤職員配置加算	24	252円	26円/日	51円/日	76円/日	夜勤業務を行う職員が勤務条件を満たす場合
個別リハビリテーション実施加算	240	2,529円	253円/日	506円/日	759円/日	理学療法士又は作業療法士が個別リハビリテーションを行った場合
療養食加算	8	84円	9円/回	17円/回	26円/回	医師の指示に基づき療養食を提供した場合
送迎加算	184	1,939円	194円/片道	388円/片道	582円/片道	自宅への送迎を希望した場合
若年性認知症受入加算	120	1,265円	127円/日	253円/日	380円/日	若年性認知症患者ごとに個別担当者を定め、その者を中心に特性やニーズに応じたサービスを提供した場合
緊急時治療管理	511	5,386円	539円/日	1,077円/日	1,616円/日	病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる医療行為を行った場合
認知症緊急対応加算	200	2,108円	211円/日	422円/日	633円/日	医師が認知症・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した場合(入所日から起算して7日限度)
在宅復帰・在宅療養支援加算	34	358円	36円/日	72円/日	108円/日	在宅復帰・在宅療養支援等指標の合計値が40点から59点の場合
サービス提供体制加算 I 1	18	189円	19円/日	38円/日	57円/日	介護職員の総数の内介護福祉士の占める割合が50%以上
特定治療	診療点数×10円					利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる医療行為
処遇改善加算	所定単位数に39/1000を乗じる					
特定処遇改善加算	所定単位数に21/1000を乗じる					

2) 運営基運営基準

区 分	金額（1日）※税込		内容の説明
① 食事代 (税込)	朝食 540 円 昼食 612 円 おやつ 82 円 夕食 602 円		第 4 段階（本人負担額）
① 食事代	1 日 1,300 円		第 3 段階（本人負担額）②
	1 日 1,000 円		第 3 段階（本人負担額）①
① 食事代	1 日 600 円		第 2 段階（本人負担額）
① 食事代	1 日 300 円		第 1 段階（本人負担額）
② 居住費 (税込)	従来型個室	1,885 円/日	第 4 段階（本人負担額）
	多床室	510 円/日	
② 居住費	従来型個室	820 円/日	第 3 段階（本人負担額）②
	多床室	370 円/日	
② 居住費	従来型個室	820 円/日	第 3 段階（本人負担額）①
	多床室	370 円/日	
② 居住費	従来型個室	420 円/日	第 2 段階（本人負担額）
	多床室	370 円/日	
② 居住費	従来型個室	0 円/日	第 1 段階（本人負担額）
	多床室	0 円/日	

3) 通常サービス提供範囲を超える保険外の費用（全額、自己負担）

区 分	金 額 (単 位)	内容の説
③ 特別な居室代 (外税)	1 日 個室 A 4,000 円 個室 B 3,000 円 2 人 室 2,000 円	利用者の希望によって個室を利用した場合
④ 理美容代 (内税)	1 回 カット 2,000 円 カット+毛染 5,000 円 毛染 3,000 円 顔剃り 1,000 円	利用者の希望によって提供した場合
⑤ 日用品費 (税込)	1 日 62 円 (ティッシュペーパー 31 円、 おしぼり (食事以外) 31 円)	利用者の希望・選択によって提供した場合
⑥ 嗜好品費 (税込)	1 日 123 円 飲み物 (緑茶、 リンゴジュース、オレンジジュ ース、カルピス、レモン水、ア ップルティー、紅茶、珈琲、コ コア、砂糖、クレープ等)	利用者の希望・選択によって提供した場合
⑦ 教養娯楽費 (レクリエーション等教材費)	1 日 150 円 (税込)	利用者のご希望によって参加された場合
⑧ 文書料	1 通 2,200 円から	別紙保険外費用一覧参照

(注) 3) は、1) 及び 2) で定められている内容以外のサービス提供を受けた場合。

8 ご利用料金のご請求及びお支払

＜ご利用料の算定・日＞

- ご利用最終日に介護サービス料金を請求いたします。

＜ご請求書の発行＞

- 通所サービスご利用の方で口座振替の方に限り翌月の原則として 15 日までに請求書を発行し、27日（銀行休日の場合は翌営業日）に前月分のご利用料金を銀行口座より引き落としします。

＜ご利用料の支払期限＞

- ご利用日最終日にご利用料金のお支払いをお願いいたします。
電話でのご請求金額等のお問合せに対応しております。
- 口座振替(銀行引き落としとも言います)の場合は、当月1ヵ月分のご利用料は、翌月の27日が引き落とし日になります。

＜支払方法＞

- ご利用料の支払は、①施設窓口での現金によるお支払い、②送迎時に担当職員に現金でのお支払い、③ご利用者様の送料負担において、当施設宛に現金書留で利用料を郵送する方法、および④口座振替(銀行引き落としともいう)の中からご選択ください。

9. 介護サービス料金の変更

- 介護保険法または関係法令の変更、利用者の要介護度の変更などにより、介護報酬の利用者本人負担分、居住費または食費に変更が生じた場合には、当該理由による変更額を上限として、変更後の介護報酬の利用者本人負担分、居住費または食費を請求いたします。
- 介護保険給付対象外の介護サービス料金を変更するには、利用者の同意を得るものとし、利用者が同意しない場合には、当施設は本契約を解除することができます。

10. 面会時間

- 月曜日～土曜日 9:00 ～ 20:00
- 日曜日及び祝日 9:00 ～ 18:00

※ 感染症が多発する時期や天候等により面会日・面会時間帯を臨時に変更する場合があります。また、面会を制限することがありますので、その際は別途ご連絡いたします。

1 1. 入所中の外出・外泊

- 外出・外泊は届け出を出せば可能です。ただし、（食事準備の関係上）前々日 17：00 までにご連絡をください。それ以降は食事代を頂きます。
- 食事に係らない時間帯の外出の場合や食事代を支払っても外出したい場合は当日でも申請可能です。

※外出泊申請用紙は 1 階事務室にあります。

※利用者の身体の状態により許可できない場合もあります。

例) 外出泊届出の例

日付	8 月 13 日	8 月 14 日	8 月 15 日
締切日	締切日・2 日前 17：00 まで	1 日前	外出泊当日

1 2. サービス利用の期間

- 居宅ケアマネージャーの計画に沿った期間でサービスを提供します
- 当施設は介護保険の対象となる施設です。介護保険上、要支援 1 以上の認定を受けた方であって、所定の手続きを完了して方のご入所いただけます。

1 3 利用契約の終了

利用契約は、利用者側による解除、施設側による解除または一定の事実が生じたことによる自動的終了の三つの場合に終了します。

(1) 利用者による解除

- 利用者は書面により当施設に退所の意思表示をすることにより、利用契約を解除・終了することができます。
- 当施設が法令もしくは本契約に違反した場合または当施設の職員が利用者に対して不法行為を行った場合には利用者は、予告期間なく、書面により解除およびその理由を当施設に通知することにより利用契約を直ちに解除することができます。

(2) 当施設による解除

当施設は、利用者が次の各号に該当する場合、書面で利用者に対し通知することにより本利用契約を解除することができるものとし、当該予告期間の満了日に本利用契約が終了します。

- 利用者が介護サービス利用料金を 1 ヶ月以上滞納したとき。
- 利用者が契約に違反し、当施設から是正を勧告されても、2 週間以内に是正されないとき。
- 利用者の行動が他の利用者の生命、身体または健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、当施設がこれを防止することが困難であると判断したとき。

- 利用者が重大な自傷行為を繰り返すなど、自殺する恐れが高く、当施設がこれを防止することが困難であると判断したとき。
- 利用者が故意に法令違反その他重大な秩序破損行為を行い、改善の見込みがないと当施設が判断したとき。
- 利用者が他の入所者又は当施設の職員に対して、わいせつな言動や暴力、暴言、背信行為、もしくは反社会的行為を行ったとき、または、当施設内で特定の政党のために応援、勧誘、その他政治活動を行ったとき。
- 天災地変・災害・設備故障・建物・設備の老朽化などにより介護サービスを提供できなくなったとき。
- 利用者が「9.介護サービス料金の変更」に記載の介護サービス料金変更に同意しないとき。
- 身元引受人または連帯保証人が本契約に違反したとき、または虚偽の申請、報告をしたとき。
- 利用者の家族・身元引受人などが当施設の職員に対して執拗なクレームまたは常識外の要求を行って職員を当惑させる等、いわゆる「クレマー」行為を行い、当施設から注意されたにもかかわらず、改善しようとしないうとき。
- 利用者、身元引受人または連帯保証人が反社会的勢力の一員であることが判明したとき。
- 利用者の家族、身元引受人などが当施設に無断で利用者に飲食物を差し入れ、または差し入れられた飲食物もしくはその差し入れ方法が衛生・保存・利用者の健康に有害となる恐れがあり、当施設から注意されたにもかかわらず、改善しようとしないうとき、その他利用者に対する介護サービスの実施が著しく困難であるとき。

(3) 本利用契約の終了

次の事項に該当する場合には、本利用契約は当然に終了します。

- 利用者が要介護認定において自立と認定された場合。
- 利用者において、介護サービスの必要性がなくなったとき。
- 利用者が死亡したとき。
- 利用者が病院等に入院が決まったとき。

1 4. 契約終了と退去・清算

- 利用契約が前期「13.利用契約の終了」により終了した場合には、利用者は終了日までの利用料金、未払料金の確定した金額を支払い、預託品の返還を受け、借用品を変換し、利用していた部屋を明け渡していただきます。
- 退所時は忘れ物のないように全ての荷物をお持ち帰りください。入院となった場合はすみやかにお部屋の荷物の整理をお願いします。

1 5 施設サービス計画書の作成

- 2泊3日以上継続して入所する利用者については、利用者の心身の状況、病状、希望及び置かれている環境等に基づき短期入所療養介護等の利用前後におけるサービスの継続性に配慮して、短期入所療養介護計画及び介護予防短期入所療養介護計画（以下「短期入所療養介護計画等」という）を作成します。
- 前項の作成に当たり、すでに居宅介護サービス計画及び介護予防サービス計画の内容に沿って作成します。

当施設は、作成した短期入所療養介護計画等の内容について利用者又は身元引受人に対して説明を行い、十分な理解を得た上で同意を頂くとともに、当該短期入所療養介護計画等を交付します。

1 6 身体拘束の禁止

- 当施設は、原則として利用者に対し身体的拘束を行いません。但し、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するためにやむを得ない場合は、身体拘束適正化検討委員会で協議の上、利用者及び身元引受人の同意を得、実施することもあります。その場合は拘束に関する同意書を利用者及び身元引受人から頂きます。
- 実施する場合には当施設の医師が利用者の様態及び拘束時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載し、状況をサービス提供記録に記載します。

1 7. 虐待防止について

事業者は利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます

- 虐待防止に関する責任者をとって施設運営管理者を選定しています。
- 定期的に委員会を開催し、虐待防止に向けた指針を作成します。
- 従業者に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を実施しています。
- 成年後見制度の利用を支援します
- 苦情解決体制を整備しています
- サービス提供中に当該事業従事者または養護者等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報します。

1 8. ハラスメント対策の強化について

利用者が他の入所者又は当施設の職員に対して、わいせつな言動や暴力、暴言、背信行為、もしくは反社会的行為を行ったとき、または、当施設内で特定の政党のために応援、勧誘、その他政治活動を行ったとき等に必要な措置を講じます

- 介護現場におけるハラスメント対策マニュアルに沿ってハラスメントの対策を法人、事業所として行います
- 従業者に対するハラスメント防止のため、利用者やその家族等に対してハラスメントについて説明を行い、従業者に対し研修を実施するなど必要な措置を講じます。

19. 感染症対策について

感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から以下の取組を行います

- 委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練の実施を行います。
- 保険所と連携し感染拡大防止体制を確立します

20. 業務継続の取組の強化について

新型コロナウイルス感染症や自然災害時は可能な限り業務が継続できるように平時から体制を構築し、行政及び、地域との連携を確立します

- 委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練の実施を行います。

21. リスクマネジメントの強化について

介護保険施設における事故発生の防止と発生時の適切な対応を促進する観点から、外部の研修を受けた担当者を配置し、組織的に安全対策を実施する体制を構築します

- 安全対策に対する責任者として施設リスクマネージャーを選定しています
- 定期的に委員会を開催し、安全対策に向けた指針を作成します。
- 従業者に対して安全対策を啓発、普及するための研修を実施しています。

22. 事故時の対応等

- 利用者の方々の安全に十分配慮していますが、職員の目の届かない場所での転倒等、避けられない事故が発生することや、また高齢の方が多く、入所時の健康状態に問題がなくても急変の可能性は十分に考えられます。その場合、速やかに協力病院である湊野辺総合病院、または他の医療機関に搬送し、治療を受けられるよう協力します。また、相模原市福祉基盤課への報告を行います

23 秘密保持

- 当施設とその職員は、業務上知り得た利用者又は扶養者、若しくはその家族等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、当施設は利用者及び扶養者から、事前に文書を作成し同意を得た上で行うこととします。
 - ① 介護保険サービスを利用するための市町村、居宅介護支援事業者、その他の介護保険事業者への情報提供、あるいは適切な在宅療養を送るための医療機関への療養情報の提供
 - ② 介護保険サービスの質的向上を図るための学会及び研究会等での事例研究発表。この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用する事を厳守します。
- 前項に挙げる事項は、利用終了後も同様の取扱とします。

2 4 身元引受人

当施設では、原則として、利用者1名につき、身元引受人1名を選任していただいております。

(1) 身元引受人の役割

身元引受人は、当施設が利用者に対する処置・取扱方法(例、医療機関への入院、医療機関での治療・処置、葬儀の執行)、円滑な入院手続、他の介護施設への転居、身柄の受け入れなどを打診・質問した際に本人に代わって、回答していただくことが、重要な役割です。

当施設が身元引受人に相談する機会は、比較的多いので、当施設の近くにお住まいで、ご家族など利用者本人に関して詳しい、正常な成人が適切です。

- (2) 身元引受人の住所・電話番号・勤務先など、利用契約書に記載した内容が変更になった場合には、その変更後の内容を速やかに当施設に書面でご通知ください。
- (3) 身元引受人を変更しようとするときには、事前にご一報ください。

2 5 記録

- 当施設は、利用者の介護保険施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録をサービス提供の日から5年間保管します。
- 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、当施設の定める費用を徴収のうえ、原則としてこれに応じます。
- 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときには、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、当施設の定める費用を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合には、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証の債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、当施設の定める費用を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合には、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 原則として利用者様本人ですが、次の場合には、利用者様以外の方が代わって申請できます。
 - ・利用者様本人に法定代理人が居る場合には、法定代理人
 - ・診療契約に関する代理権が付与されている任意代理人
 - ・利用者様本人から代理権を与えられた親族
 - ・利用者本人の親族

「親族」とは利用者様本人の配偶者、子、孫、実親および兄弟姉妹の方です。

戸籍謄本等、証明できる書類をご持参ください。

* 弁護士、保険会社等は申請の対象外です。

- ・ 1階受付窓口にて受け付けております。電話、メールによる受付はおこなっておりません。
- ・ 閲覧・謄写の申請書にご記入いただきます。
- ・ 申請者が閲覧・謄写の申請者にあてはまることを証明できる書類をご持参ください。
- ・ 閲覧・謄写の可否を確認するまで概ね2週間ほどお時間がかかります。ご了承ください。
- ・ 受付時間
月～土（年末年始、日曜日、祝日を除く）、9時～17時まで
- ・ 閲覧・謄写に要する費用は次の通りです。
- ・ 閲覧・謄写の手数料（内税込み）

閲覧 1時間以内1,000円 それ以降 1,000円/1時間

複写 1枚につき33円

・ 専門職による説明

医師 1時間以内5,000円 それ以降 5,000円/1時間

医師以外 1時間以内3,000円 それ以降 3,000円/1時間

26 その他

- 保険証類が変更になったときは、ご利用時にご持参ください。
- 当施設では通帳等の貴重品はお預りしません。また、安全管理上、居室で貴重品を所持することは原則的に認めておりませんので、当施設への持ち込みはご遠慮下さい。
- 当施設入所中に、自動販売機の利用等一部を除いて現金を必要としないので、できる限り居室での現金の所持はお控え下さい。また、居室で所持している現金に関して当施設では一切責任を負いませんのでご了承下さい。
- 所持品には全て氏名をご記入いただき、ご本人、ご家族、施設の職員で所持品の種類と数の確認を行ったうえで、確認書を作成しています。それ以外に、申告なしに持ちこまれた物品、または氏名が記入されていない所持品については施設として責任をもって管理することができませんので必ずご記入下さい。
- 非常時に備え、誰にでもご本人と確認できるよう施設で着用する衣服の目立つ位置に、青葉の郷の施設名と利用者氏名を記入してください。
- 携帯電話のお持ち込みについては、入所される部屋により取扱いが異なります。携帯電話申し込みをご希望の方は、当施設に申請し、当施設の許可を得てください。
- 当施設は一般フロアと認知症に対応できるフロアとに別れており、入所前に申告された本人の状態に応じて入所いただくフロアが決定されます。ただし、入所後実際に本人の状態を把握した上で、より適切な介護ができるフロアへ移動することもあります。

27 非常災害対策

※飲料水等について 30 t を水槽に貯蓄してあります。非常食について 3 日分を備蓄しております。地震・災害等に対し年に 2 回以上の避難・通報・消火訓練を実施しています。

28 協力医療機関等

1) 協力病院

名称： 代表者： 所在地： 連絡先：	澁野辺総合病院 理事長 土屋 敦 神奈川県相模原市中央区澁野辺 3 丁目 2 番 8 号 042-754-2222
標榜科目：	内科・消化器科・循環器科・呼吸器科・整形外科・外科・眼科 小児科耳鼻咽喉科・産婦人科・脳神経外科・泌尿器科 リハビリ科・麻酔科・放射線科・人工透析・尿路結石センター 訪問診療センター

2) 協力歯科

名称： 代表者： 所在地： 連絡先：	大森歯科医院 院長 大森 一昌 神奈川県相模原市中央区矢部 1 丁目 19 番 14 号 042-752-4118
名称： 代表者： 所在地： 連絡先：	町田N I 歯科 院長 東 聡伸 東京都町田市原町田 6 丁目 21 番 28 号 仁泉堂ビル 2 F 050-5243-8531

2 9 相談窓口、苦情対応

1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当施設 お客様相談窓口	電話番号：042（750）1116 F A X 番号：042（768）8805 支援相談員 ※御意見箱への投函も可能です。 対応時間：平日 9:00 ～ 17:00
----------------	---

2) 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

相模原市 介護保険相談窓口 市) 福祉基盤課	所在地：相模原市中央区富士見 6-1-20（あじさい会館 4 階） 電話番号：042（754）1111 市役所代表 電話番号：042（769）9226 福祉基盤課直通 F A X 番号：042（ ） 福祉基盤課 FAX 対応時間：平日（月～金）8:30 ～ 17:15
------------------------------	--

3) 神奈川県国民健康保険団体連合

神奈川県 国民健康保険 団体連合 (国保連)	所在地：横浜市西区楠町 27-1 電話番号：0570-022110（苦情専用）ナビダイヤル 電話番号：042-329-3447（苦情専用）直通 対応時間：平日（月～金）8:30 ～17:15
---------------------------------	--

4) サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して損害を賠償するものとします。

5) 重要事項説明書に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は扶養者と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

3 0 緊急時の対応方法

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合せに基づき、家族、主治医、緊急機関等に連絡します。

医療機関等	名称			電話		
緊急連絡先	氏名		続柄		電話	自宅 携帯

3 1 当法人の概要

法人の名称	医療法人社団 相和会	
代表者名	土屋 敦	
所在地・電話	相模原市中央区淵野辺 3 丁目 2 番 8 号	電話 042-754-2222
業務の概要	・ 淵野辺総合病院	昭和 31 年 8 月 28 日 161 床
	・ 横浜ソーワクリニック	平成 26 年 1 月 6 日
	・ ソーワ健診クリニック	平成 25 年 11 月 13 日
	・ ソーワ町田クリニック	平成 25 年 4 月 25 日
	・ みなとみらいメディカル スクウェア	平成 20 年 2 月 1 日
	・ 相和会訪問看護ステーション ・ 併設居宅介護支援センター	平成 8 年 6 月 3 日 令和 3 年 10 月 1 日
	・ 光が丘地域包括支援センター	平成 25 年 12 月 13 日
	・ 大野北第 1 地域包括支援センター	平成 27 年 4 月 1 日
	・ 淵野辺総合病院居宅介護支援センター	平成 11 年 10 月 10 日
	・ 青葉の郷居宅支援センター (青葉の郷内)	平成 12 年 7 月 1 日
	・ 相和会介護老人保健施設 青葉の郷	平成 11 年 11 月 1 日
事業所数	12 事業所	

【説明確認欄】

西暦 年 月 日

サービス契約の締結に当たり、上記により重要事項を説明し同意を受け交付しました。

事業者 事業者名 相和会介護老人保健施設 青葉の郷

説明者 _____ 印

サービス契約の締結に当たり、上記のとおり説明を受け同意し交付を受けました。

利用者 氏名 _____ 印

身元引受人 氏名 _____ 印

2022.10.1 改定